第４回 大津市宿泊税検討委員会 議事録（要旨）

１ 日 時　令和８年９月２８日（月）午前１０時から正午まで

２ 会 場　大津市役所 新館７階 大会議室

３ 出席者 委員　田中委員長、福本副委員長、江﨑委員、金子委員、前田委員

事務局　総務部長、税務長

市民税課長、課長補佐、調査グループ主査、調査グループ主任、

観光振興課長、課長補佐、戦略グループ主査、地域・庶務グループ主査、

地域・庶務グループ主事

４ 傍聴者 ２名

５ 議事

（１）持続可能な観光まちづくりの推進に向けた宿泊税導入の必要性等について

６ 会議録（要旨）

議事

※議事の公開・非公開については、公開とされる。

（１）持続可能な観光まちづくりの推進に向けた宿泊税導入の必要性等について

事務局：（資料に基づき事務局より説明）

委員長： 資料１と資料２は資料の性格が異なるため、それぞれ分けて検討したい。

資料１は、宿泊事業者の不安や懸念、意見を丁寧に伺い、宿泊税の考え方を説明した結果をまとめたものである。

寄せられた意見に対して、市や委員会には丁寧に応答する責任があると考える。事業者には多忙な中で意見を寄せていただいているため、委員会としても時間をかけて丁寧に対応したい。

委員の立場から、共感する点や、別の考え方もあり得ると感じる点など、事業者の意見を踏まえ、意見や感想をいただきたい。

委　員： 資料についての確認だが、資料１に記載された意見は、訪問した１１事業者の意見に限られるのか、あるいは、それ以外の事業者の意見も含まれているのか。

事務局： 懸念を示されていた事業者に電話や訪問により説明した際にいただいた意見である。

対面で説明した１１事業者以外に、電話連絡した際に、内容や趣旨を理解できたため、訪問による説明は不要とされた事業者からも意見はいただいており、それらも含めて記載している。

委　員：　主に導入に反対している事業者の意見という理解でよいか。

事務局：　アンケートの自由記述で懸念や心配を示された事業者、また、第２回の意見聴取で懸念を示された団体に、こちらから説明の機会を打診し、訪問したものである。

委　員：　反対や懸念を示していた事業者の意見ということではあるが、説明を通じて理解を深めた方が多いように感じる。

一方、資料１の（１）及び（５）の末尾に記載された意見を見ると、宿泊税そのものより、大津市やびわ湖大津観光協会などの公的機関が行う観光事業に対する認識に、大きな隔たりがあると感じる。

宿泊税の導入の是非を検討するよりも先に観光事業について説明し、認識を共有するための議論が必要ではないか。

宿泊税の使途が観光ＰＲを中心とするものと受け止められているようだが、資料にあるように、幅広い分野で、宿泊事業者にも還元される取組に活用したいという方向性が、まだ十分に理解されていない。委員も協力しながら、継続して説明していく必要がある。

委　員：　市が実施している観光事業への理解が十分に進んでいないことは、アンケート調査からも感じられる。この点を踏まえた説明を行わなければ、理解の促進は難しいと思う。

資料２の４ページでは、基本方針①から④に沿って具体的な取組が示されている。観光計画を検討した際には、限られた予算の中での能動的な活動が難しく、十分なプロモーションやサイクルツーリズムなど、実施したい取組があっても実施できないという課題があった。

その課題にも一定は対応する具体的な取組が示されたことで、「使途を明確に」というアンケートの意見にも応える形になり、今後の説明において、理解を得やすくなったのではないかと思う。

既存の観光予算に加えて、宿泊税により、これまで実施できなかった取組を進め、課題の解決につなげるという説明が理解を得るための一つの方向性である。

委　員：　「持続可能な観光まちづくりの推進」という文言に違和感があり、それは道路改修や案内標識の設置などが強くイメージされるためである。

観光と旅行を考えるときに、観光というのは、レジャーなどに限定して受け止められがちである。一方、旅行には出張、ビジネス、帰省、親族訪問、教育旅行、研修など、幅広い目的が含まれる。

選ばれる旅行先になるための投資という考え方が事業者に伝わるような表現を検討すべきではないかと考える。

「温泉に入ることが主な目的である」といった意見もあり、限られた範囲での議論にならないよう、広い視野で検討する必要がある。

また、これまでも述べてきたが、大津市の観光振興に対する意識は、過去、低かった。福祉や教育が重要であることは理解するが、他の自治体と比べ、観光振興に充てる財源が少ないと感じる。計算すると予算全体の約 0.35％であり、人口が同規模の自治体では１％以上の財源があるというところを踏まえると、市として観光振興に取り組む気概や姿勢を示してほしい。

委　員：　資料１に記載された事業者の意見は、観光行政に対する率直な意見として、これまでの観光行政の反省や、今後、宿泊税を活用していく上でも参考となるものであり、前向きに受け止めていい。

観光行政が行ってきたことについて、事業者との認識に隔たりがあるとの指摘は、そのとおりだと考える。民間事業者にとっては、行政の取組によって恩恵を受けている実感を持つことは難しい。

一方で、魅力や競争力を高めることも重要であるが、満足度や競争力の維持も重要である。行政は、少なくとも満足度の維持には一定程度は寄与していると考えている。

その点で、宿泊税の使い道について、様々な地域において、住民の理解を得ることを目的に使い道の見える化に取り組んでいるが、それと同様に観光行政として、これまでの取組や現在の活動を見える化をすることが一層重要である。

委員長：　宿泊事業者の意見を直接伺い、その意見を反映する過程を丁寧に積み重ねることで、不安や懸念が多少なりとも解消されるという効果があると感じる。

それぞれの立場によって見えるものは異なるため、それぞれの見方を示し合い、考え方を整理し、市全体の発展という大きな観点から目指す方向を共有して、協力できる取組を進めていくことが重要であり、その一環としての今回の取組は評価されていいと考える。

また、委員の意見にもあったとおり、事業者からの意見も踏まえながら進める方向を定めていくという点において、例えば、既存の観光事業の財源を単に宿泊税に振り替えることは当然にしないということ。これは、来訪者に特別な負担を求める正当性にも関わってくることであり、こうした、仮に導入する場合に留意すべき点を委員会と市が改めて確認する良い機会となった。

意見や要望を聞き、それを踏まえて説明し、さらに意見をいただくというような循環する仕組みや手続を整えることに留意していただきたい。ここまでについて、事務局からコメントはあるか。

事務局： 事業者からいただいた意見を踏まえ、議論をより具体的に進めていただくことを目的に資料２を作成した。今後、宿泊事業者にもこうした資料を示しながら、意見や要望を伺い、丁寧に説明していきたい。

委　員： 事業者や住民の理解が十分に進んでいないというところもあるので、導入を前提として検討を進めることは時期尚早と感じる。

現在は検討段階であり、導入の必要性と制度設計を併せて検討し、住民や事業者の理解を深めながら、時間をかけて進めることが大切である。特に事業者の負担について十分に議論し、検討を重ね、前向きな議論につなげていきたい。

委員長： 導入を前提とした立場で議論しているわけではないことは改めて確認したい。宿泊税の導入が大津市の発展につながるかという観点から最終的に判断することになる。

委員会の基本的な役割は、仮に導入する場合の必要性や制度の構成について、各委員の経験や知見を踏まえ、最も合理的と考える制度を提案することである。実際に導入するかどうかは別の判断であり、市や市議会等による最終的な判断が必要となる。

資料１についての議論を一旦終えて、資料２に移りたい。

資料２は、観光施策を推進するために宿泊税を導入するとした場合、どのような新規・拡充事業を行うか、どの程度の財政規模になるか、誰にどのような負担を求め、ど

のように徴収するかを検討するためのものである。これらを併せて検討し、具体的な制度案を整理した上で、最終的な判断を行うことになる。

制度を構築する際の主な論点は、第１回に整理していたと思うので、事務局から改めて説明をお願いする。

事務局： 第１回の資料２の１ページに、導入を検討する場合の主な論点を整理している。

①税の使途については、どのような事業に活用するか、既存事業との切り分け、使途の見える化などである。財源補填ではないという点や、導入後のガバナンスの重要性についても、これまで意見をいただいている。

②税率については、定額制、段階的定額制、定率制のいずれとするか、税収規模や負担のバランスをどう考えるかという論点である。これまで、大阪府の事例を用いて紹介いただいた、オーバーツーリズムへの対応などの原因者負担と、観光によって利益を得る受益者負担の考え方について説明いただいた。負担額については、全国アンケートで300 円程度なら受け入れられるのではないかという事例も紹介いただいた。

③課税免除については、修学旅行などの課税免除の対象を定めるか、また、一定額未満の宿泊料金を課税対象から除く免税点を設けるかという論点である。資料２の７ページでは、5 千円未満の免税点を設けた場合や、修学旅行生を免除した場合の税収への影響を示している。

④課税対象・徴収方法については、ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊など、課税対象の範囲や、特別徴収義務者への支援をどうするかという論点である。宿泊事業者には徴収や申告等の事務負担が生じるため、他都市では事務負担に係る補助金や、導入時のシステム改修補助金を設けている事例があり、第１回で紹介させていただいた。

⑤税収規模と活用については、税収見込みとともに、単年度で活用するか、基金化して計画的に活用するかなどの論点である。

委員長： 資料２には、これらの主な論点が基本的に含まれている。

本日は、一定期間、中断していた議論を再開する位置付けの会議である。

議論の進め方としては、まず、どのような事業を行うか、次に、そのために必要な財源の規模、さらに負担を求める対象と負担のあり方、徴収方法という三つの論点を、相互に関連付けながら検討することになる。

資料２の４ページが事業内容、５ページが財政規模、６、７ページが負担構造に当たる。概ね３億円から５億円という財政規模は、議論のための一つの目安である。事業規模が変われば必要額も変わり、制度設計によって見込まれる税収にも左右される。

制度設計では、いくつか明確にすべき点があって、第一に１泊 200 円、300 円などの定額制とするか、宿泊料金の２％などの定率制とするかが大きな選択肢となる。現在、宿泊税を導入している地方団体の多くは、定額制又は段階的定額制を採用している。

第二に、免税点を設けるかである。例えば宿泊料金が３千円、４千円といった低額の場合、課税しないとするかを検討する必要がある。

第三に、修学旅行や一定年齢以下の宿泊者について、課税免除を設けるかである。

第四に、徴収方法である。宿泊税は宿泊者が納税義務者となるが、宿泊者が市役所に直接納めることは現実的でない。このため、宿泊事業者に特別徴収義務を課して、宿泊者から徴収し、市に納付する特別徴収の仕組みが一般的である。事業者に特別徴収義務者として負担のかかる仕事をお願いする以上、徴収事務や体制整備に対する行政の支援も必要となる。

これらを含め、仮に導入する場合の制度設計を整理した上で、最終的に導入できるか判断することになる。今後の審議回数は１回、２回、あるいは３回となるかもしれないが、様々な意見や要望を十分に反映し、丁寧に議論して制度案を仕上げることが、委員会に求められていると理解している。

これまで主に事業内容を議論してきたが、引き続き使途に関する意見もいただき、併せて、税率、免税点、課税免除、徴収体制等について、現時点の考えや留意点を伺えれば、次回以降の方向性や原案を考える上での参考になる。

委　員：　現時点での考えとしては、全ての施設に一定額を適用する定額制が望ましいと思う。

本来、宿泊者が市に直接納付する税を宿泊事業者が預かり、取りまとめて納付するという考え方であれば、金額の差が生じることには疑問を感じる。旅館業では計算も複雑になるため、定額とする方が望ましい。

免税点についても、現時点では設ける必要はないと考える。例えば、５千円を基準にした場合、６千円程度の宿泊料金だった宿泊施設が料金を下げるなど、免税点を意識し

た料金設定や、税金逃れ、見落としなどの様々な問題が生じる可能性があるので、全ての宿泊者から負担を求めてはどうかと思う。

一方、修学旅行については、将来的に大津市への再訪につながる可能性もあり、教育を目的に訪れる方への配慮として、課税免除にしてはどうかと思う。

委　員：　宿泊事業者にとって、実務上、取り扱いやすい方法とすることが大切である。

定額制の方が一律で分かりやすいということであれば、その方向で検討してはどうかと思う。徴収しやすさと納得感が重要だと考える。

委　員：　事業について、資料１の使い道において、事業者から具体的な使途が挙がっているが、限られた事業者だけでなく、幅広い事業者に意見を伺うことで、より良い提案が得られるのではないかと考える。

財政面では、金沢市や和歌山市、奈良市などの水準まで、観光予算を引き上げていただきたい。仮に１％とすれば、約８億円となる。

徴収については、入湯税の実績もあるため、宿泊事業者が徴収し、市に納付する方法が適切だと思う。

定額制か定率制かについては議論があるが、低額の宿泊料金に対しても 200 円、300 円を負担することを考えると、現時点では定率制が望ましいと思う。ただし、小規模な事業者が複雑な計算に対応できるかという難しさはある。

委　員：　地域外の立場から述べると、制度設計においては、地域の考えや、ありたい姿に適した制度を検討することが最も重要だと考えている。

免税点や課税免除については、無くてもいいと考えている。事業者の立場では、免税点未満の宿泊者や修学旅行生などを区分して計算すること自体が負担となる。修学旅行や一定年齢未満の宿泊者から徴収することによって、支障が生じるのであれば免除するが、支障がなければ徴収すればいいと考えている。

定額制・定率制については、大津市の観光計画で掲げる「えらばれ続ける」という方向性をどう実現するかが重要である。観光振興によって得た税収を再投資し、競争力を高める循環を目指すのであれば、定率制が望ましいと考える。オーバーツーリズムによる一定の負荷に対応するのであれば、200 円、300 円などの定額で計算する考え方もあるが、常に新たな投資を進めるのであれば、定率制が望ましいという考え方になる。

まずは、地域の目指す姿を明確にし、それに即して検討すべきである。

ただし、事業者の負担や計算の難しさから導入が難しくなり、結果として観光振興が進まないことになれば本末転倒であり、導入するハードルとのバランスが必要である。

最近は定率制を採用する地域も増えている。定率制は事務負担が大きいとの意見があるが、野沢温泉村のような旅館の多い地域で実際にどの程度の負担が生じているか、ヒアリング等で検証する必要があると考える。

実際の負担の程度は、制度を選択する際の判断材料となるため、制度設計と並行して確認していただきたい。

委員長： 制度設計には様々な考え方があり得るが、現実の負担を考慮する必要がある。特別徴収義務者となる宿泊事業者、特に小規模な事業者には、大きな負担が生じ得る。徴収の便宜のために義務を課す以上、必要以上の負担を求めないことが重要である。

もう一点、租税理論の観点から説明したい。

多くの自治体が定額制を採用している背景には、入湯税と共通する考え方があると理解している。入湯税は、宿泊料金が１万円、５万円、１０万円であっても、標準税率は１人１日 150 円であり、宿泊料金の大小には連動しない。

税の考え方では、担税力、すなわち税を負担する能力を何に見いだすかが基本になる。宿泊料金だけでなく、その地域での食事や観光などを含む消費全体に着目すれば、宿泊料金が１万円であっても、地域での消費は３万円、５万円になる場合がある。こうした消費能力を相対として捉え、一定額の負担を求めるという考え方である。

宿泊税の定額制も、地域で様々な活動や消費を行う能力があることに着目し、標準的に 200 円、300 円などの負担を求める考え方だと理解している。

定額制では、宿泊日数が課税標準、１泊当たりの一定額が税率となる。例えば２泊で税率が 200 円なら、２泊に 200 円を乗じて 400 円となる。数量を課税標準とする仕組みは酒税も同じで、所得の金額に割合を掛ける所得税等とは異なる。

この考え方からすると、理論上、免税点を設ける必要はない。これは、消費能力として一定の力があるということ、また、来訪者は道路や橋の利用、急病時の救急搬送など、市の様々な行政上の便益を受ける。こうした便益は宿泊料金の大小と直接関係しないた

め、定額制を採る自治体の多くは免税点を設けていないということが基本的な考え方である。

一方、定率制は、１万円、５万円、10 万円の宿泊料金を支払う能力に着目し、その２％、３％の負担を求める考え方である。この考え方では、２千円、３千円などの低額の施設に泊まる人に、十分な消費能力があるのかという問題があり、合理的な免税点を検討する必要があるかもしれない。

したがって、定額制と定率制では、税金の考え方が異なるので、支払い能力を何に見いだすかをまずは明確にする必要がある。

倶知安町では、海外からの富裕層の長期滞在での一棟貸しが多く、１棟１日１０万円といった場合には、宿泊料金に着目した計算が合理的であることから、定率制を採用したと聞いている。また、沖縄県でも定率制が採られている。

総務省は明言していないが、必ずしも定率制に賛成ではないように感じている。そもそもの原則として、それぞれの地域の判断に委ねられているところではあるが、それらも踏まえ、徴収義務者の便宜と、租税の基本的な考え方の両面から制度を選ぶことが問われる。

また、入湯税は定額制であり、制度変更は容易ではないと考えている。その上で、入湯税が定額制、宿泊税が定率制となった場合、その違いをどう説明するかも課題になる。両税が並立する場合の関係は、長期的には難しい問題になってくると考えている。

税の理論における考え方を参考として、説明させいていただいた。

委　員： 制度案を整理し、提案することは重要である。一方、導入の必要性については、住民や宿泊事業者の理解がまだ十分でなく、説明が必要である。

資料２の４ページには新規・拡充事業案が示されているが、これまで市が既存の予算で実施してきたことと、宿泊税を導入することで可能になることを対比して分かるよう、１枚の資料に整理してはどうか。

また、ＤＭＯと市がそれぞれ担う役割が分かりにくい。市が実施すること、ＤＭＯがプロモーション等で実施することなど、役割分担も含め、新たな財源で何を実施するのかを既存事業との関係とともに示す必要がある。

こうした資料がなければ、事業者、住民の理解が進みにくい。制度設計と併せて、導入の必要性を説明する資料を検討していただきたい。

委員長： 例えば５ページのところで、既存事業の予算額に、新たに取組む予算額を加え、全体としてこの程度の観光事業を行うというように、既存部分と追加部分を数字で示さなければ、実施する事業の全体像が伝わりにくいという趣旨だと思う。

正確な理解につながるよう、資料の示し方に留意していただきたい。

委　員： 市が既に実施している事業を整理し、継続する事業と新たに実施できる事業を明確に区分して検討したい。

そういう点で、資料２の５ページ下部の「単純に宿泊税に置き換えるものではない」という表現について、「単純に」は不要だと思う。単純でない形なら置き換えることがあるのかと受け止められる可能性があるため、「置き換えるものではない」と明確に示していただきたい。

また、先ほどの委員の意見のとおり、「観光」を強調すると、全ての宿泊事業者や観光事業者に共通の認識で取り組んでもらうことが難しいかもしれない。「旅先」や「旅の目的地としての大津」といった表現により、スポーツ、ビジネス、教育を含め、様々な目的で訪れる方を対象としていることが分かるようにしていただきたい。

委　員： 四点申し上げる。

第一に、先ほどの委員の意見について、観光計画において「観光客」の定義が定められていると思うので、どのような来訪者を指しているか確認していただきたい。

第二に、財源の付け替えを行わないことには賛成であり、必要である。ただし、行政の立場を擁護する趣旨ではないが、義務的経費が増加して、既存事業も現状のままでは実施、継続が難しいという事実は、委員として認識する必要がある。

宿泊税により、新しい事業や既存事業の発展を図ることは必要だが、現在の一般財源だけでは既存事業の継続が危ぶまれるという状況も認識すべきである。

第三に、資料２の３ページの視点と考え方について、事業者に資料を示す際は、徴収に伴う事務負担への配慮がないと受け止められないようにする必要がある。他のページには特別徴収義務者への支援やシステム改修補助があること、また、資料１には温泉旅

館への恩恵を感じられないという意見があることも踏まえ、宿泊事業者にも恩恵のある税であることも含め、見える化すると良い。

第四に、使途の基本となるのは、既に策定されている観光計画である。「つくる」「届ける」「続ける」「広げる」に沿った事業が、基本的に使途になると考える。

事業者の声が届かないという懸念もあるため、観光計画と宿泊税のガバナンスを連動させることを検討してはどうか。宿泊税の活用を検証する場を設けるのであれば、観光計画の検証と宿泊税の検証を連動して行うことも考えられる。

観光計画の策定過程にも宿泊事業者や民間の方が参加されているので、その意見を計画の策定及び検証に反映できると良い。このような両者のガバナンスの連動は検討の余地があると考える。

委　員： 委員の意見もあったが、「旅」というところにはこだわっており、資料２の６ページに宿泊と観光の関係性の説明があるが、「観光」という文言だけで捉えるのではなく、「旅」という表現を入れていただきたい。ビジネスホテルなどを含む幅広い宿泊事業者と認識を共有し、検討を進めることが必要である。

また、導入の必要性と制度設計について、引き続き検討を重ねる必要があると思う。

委員長： 本日は、これまでの宿泊事業者への説明等を踏まえ、仮に宿泊税を制度設計する場合の留意点や考慮すべき点について、踏み込んだ議論ができたと考えている。

事務局には、本日の意見を踏まえて、具体的な制度設計を整理していただきたい。その上で、制度を設ける必要性と目的を一層明確にしながら、実施する事業、必要となる財源の規模、負担構造を相互に関連付けて検討し、制度案をより精緻なものにしていきたい。

引き続き、委員の皆様の協力をお願いし、本日の議事は以上とする。

（２）閉会